

令和6年理事会議事録

- 1 日 時 令和6年2月15日(木) 午後1時30分～午後2時57分
- 2 場 所 和歌山市吹上二丁目1番22号 日赤会館3階会議室
- 3 出席者 中芝理事長 (岩出市長)
三軒副理事長 (太地町長)
横山常務理事 (学識経験者)
岸本理事 (紀の川市長)
平野理事 (高野町長)
小谷理事 (みなべ町長)
坂本理事 (学識経験者)
- [書面出席]
下副理事長 (和歌山県副知事)
尾花副理事長 (和歌山市長)
望月理事 (有田市長)
中山理事 (有田川町長)
井濶理事 (白浜町長)
松本理事 (紀和薬剤師国民健康保険組合理事長)
- [欠 席]
田岡理事 (新宮市長)
- 4 事務局 事務局長・事務局次長・電算介護課長・審査第1課長・審査第2課長・
総務課長・総務課長補佐

司 会

定刻がまいりましたので、ただ今から理事会を開催いたします。

本日の理事会は、ご出席いただいております理事さんが7名、所用のため書面により審議に加わっていただいております理事さんが6名となっており、本会規約第32条の規定により理事会が成立することを報告させていただきます。

それでは、開会にあたり、中芝理事長よりご挨拶を申し上げます。

理事長

本日、理事会を開催いたしましたところ、皆様方には、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、平素は本会の事業運営に対しまして、格段のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

加えて、柔整・あはき療養費適正化業務の開始にあたる事前説明については、限られた時間の中、ご対応いただきましたこと、この場をお借りして、お礼申し上げます。

本日は、柔整・あはき療養費適正化業務の具体的取り組みのほか、国保連合会を取り巻く環境や、課題を解決するための基本方針の設定を盛り込んだ和歌山県国保連合会の第5次中期経営計画の概要について、事務局の方からご説明させていただきます。

ご審議いただきます案件は、先にご案内いたしましたとおり、規程の一部改正や令和6年度の事業計画、予算等、総会に附議する議案、また、理事会推薦の役員候補者等についてでございます。

この後、事務局から説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。簡単ではございますが、ご挨拶といたします。

司 会

ありがとうございました。

次に、議事に移らせていただきます前に、第5次中期経営計画について事務局より説明いたします。

事務局

それでは「第5次中期経営計画」について、説明いたします。

まだ作成中の段階ですが、本日、計画の素案ということでご説明をさせていただきます。なお、理事会後に全職員に素案を示し、意見を踏まえた上で成案を総会にて説明することを考えています。

資料No.1「第5次中期経営計画」をお願いいたします。まず、こちらの計画の概要ですが、計画への主な記載事項ということで4点ございます。1つ目として国保連合会を取り巻く環境、2つ目に現状と課題の洗い出し、3つ目に課題を解決するために取り組む上での基本方針、4つ目に基本方針に基づく具体的な取り組みということで考えています。

次に計画期間でございます。令和6年度から令和10年度までの5カ年計画といたします。

そして基本理念としては、人口減少に伴う手数料収入の減少に加え、支払基金と

の審査システムの共同利用などの荒波を乗り越えるため、本会の事業運営及び組織体制の方向性を示すというものでございます。

次に計画策定にあたってのポイントになります。まず、現状と課題といたしまして、手数料収入の減少に伴う収支予測及び収支分析を行います。併せまして、これまでの組織体制の構築や人材育成等において欠けていた事項等について洗い出します。

次の基本方針では、現状と課題を踏まえ、「持続可能で安定した組織運営」「新たな収益業務の確保」「事業の多角化」「徹底した経費削減」といった4つの柱から基本方針を設定いたします。

具体的取組としては、基本方針に基づいた事業を記載いたします。そして目標には、可能な限り具体的な数値目標を設定することといたします。

最後に評価ですが、「評価組織」、「評価基準」、「評価頻度」、「評価時期」を設定し、評価を行うことといたします。そして、評価結果については、国保事務検討委員会に諮問の上、理事会、総会で報告することを考えているところでございます。

次に計画の構成となります。章立てといたしまして、大きく分類してこちらの6つの項目から構成してございます。

この項目に沿って、主な計画内容についてご説明申し上げます。

まずⅠ趣旨ですが、計画策定の趣旨ということで、2つのカテゴリーから論じていますが、一つ目の手数料では、今後国保連合会の手数料収入は加速度的に減少する見込みであるということ、また二つ目のシステムの関係では、今後もシステムの関連経費は連合会にとって大きい負担になること、加えてAI審査の進展により、審査部門に余剰人員が発生することが考えられることでございます。このように大変厳しい状況の中、安定した事業運営を継続していくため、中期経営計画を策定するといったことを記載いたします。

次にⅡでは、国保連合会を取り巻く環境について記載いたします。1. 和歌山県の状況ということで、人口と被保険者数、レセプト取扱件数の推移について、2. 行政のデジタル化やデータヘルス改革の推進について、3. 支払基金との共同化の動きについて、4. 国・地方自治体からの多分野にわたる業務支援の要請について記載しています。本日、説明の方は割愛させていただきます。

次にⅢ現状と課題となります。1. 歳入・歳出ということで収支予測と収支分析を載せる予定ですが、こちらについては令和6年度予算が出来上がってからのものとなりますので、現在作成中でございます。本日お出しすることができませんが、総会ではお示しさせていただく予定でございます。遅れましたこと、深くお詫び申し上げます。

次に現状と課題の2. 組織体制等についてでございます。まず(1)組織の現状の課題として、今後拡充を目指す保健事業について、集中して取り組める環境が必要

であること、現在、レセプト審査を担う課が審査第1課と第2課に分かれており、分担の見直しや統合等の検討が必要であること、第三者行為求償や療養費審査の充実等、保険者支援体制の強化が必要であることの3点目を挙げてございます。

次に(2)人員配置では、まず左側のグラフですが、現在、中高年職員が多くなっているとともに、年齢構成や男女の構成比に歪みが発生していること、右側のグラフでは、非正規職員の割合が高くなっていること、特に審査部門でのレセプト点検専門員が多くなっていること、これにより今後AIを活用した審査が進むと余剰人員が発生する可能性があることを課題として挙げています。

次に(3)人事に関する課題ですが、一つ目の人事評価に関しては、目標管理による業務改善の仕組みが未定着なこと、人事評価制度が未導入であること、今後、新規事業も増える中、がんばった職員に報いる仕組みがなければ、積極的にチャレンジする職員が出てこないことが危惧されることを挙げています。二つ目の人事異動に関しては、同じ部署に長期滞留する職員が一部存在していることとございます。

次の(4)給与に関する課題では、現在の昇給制度は年齢による一律の昇給が原則であり、成果が反映されにくい仕組みであること、また昇格に応じた昇給額になっていない部分があることを挙げてございます。

次の(5)人材育成に関する課題では、一つ目としてキャリアパスの概念を踏まえた人事異動システムが確立されていないこと。二つ目として外部組織への派遣等が行われておらず、組織の問題点・課題に気付くきっかけが少ないこと。三つ目として具体的なビジョンに基づく研修制度がないことを挙げています。

次の(6)取扱業務に関する課題としては、第三者行為加害者直接請求や療養費審査など、保険者で対応が困難な業務について、受託が不十分であることとございます。

次の(7)コスト意識に関する課題では、一つ目として、これまで業務内容やコスト比較を十分行わないまま、外部委託を継続してきたこと。二つ目の入札契約では、電算処理業務等において、特定業者との随意契約による契約方式を採用してきたこと。三つ目の業務棚卸では、必要性が乏しくなった事業を再検討する仕組みがないこと。四つ目のICTでは、インターネットメールアドレスが全職員に付与されず、電話でのやりとりが中心であること。また、ペーパーレス化が進まず、大量の書類を郵送でやりとりしてきたこととございます。五つ目の資産活用では、事務所スペースの効率的利用が十分でないため、賃料が発生していること。最後の六つ目の資産運用では、積立資産の運用手法が限定的であり、金利収入がほとんどないこととございます。

次の(8)執務環境に関する課題では、大量のロッカー等により、執務スペースを圧迫していること、固定型執務スペースであり効率性の観点から改善の余地があること、談話・休憩スペースなど福利厚生面で弱い部分があることを挙げています。

最後に（９）働き方改革に関する課題では、テレワークができる環境となっていないため、在宅勤務が限定的となっていることとございます。現状と課題については以上でございます。

次にⅣ基本方針でございます。

まず、基本方針の１．持続可能で安定した組織運営ということで、（１）計画的な職員採用についてでございます。図にありますように、今後国保連合会では、レセプト取扱件数の減少やＡＩ審査の導入等により事業規模が縮小してきます。そうなれば職員採用を抑制しなければならなくなり、若年層の減少・年齢構成の不均衡化がますます進み、その結果、組織活力の低下を招くといった負のスパイラルを避けるため、新規事業・新分野の受注拡充を行うことを前提に、毎年２人程度の採用を目指してまいりたいと考えています。その際の方針として、保健事業等の専門職の確保や中途採用の積極的な導入などを挙げています。またＡＩ審査が進むと業務が減少するレセプト点検専門員の配置転換や業務範囲の拡充、派遣職員から嘱託職員等への移行を進めることとします。

次に（２）組織の再編でございます。現在本会では先ほど組織の現状の課題のところでも申し上げた保健事業拡充の必要性、審査体制の見直し、保険者支援体制の強化が必要となっております。そのことから、事業強化のため保健事業のみを行う「保健事業課」を設置する、審査第１課と第２課のレセプトの審査を行う部分を統合して「審査課」とする、第三者行為求償や療養費審査といった保険者支援を行う「業務管理課」を設置する、以上の３点に基づき、令和６年度に組織の再編を行いたいと考えています。

次に（３）職員の働き方改革の支援でございます。今後、優秀な職員を確保するとともに人材の流出、離職を防ぐことが重要となります。また、ワークアンドライフバランスを実現することが、組織の活力向上にもつながると考えられることから、基本方針として、年次有給休暇の取得促進と長期連続取得の奨励、業務のＤＸ化による超過勤務の削減、テレワーク環境を構築し、介護・子育てでキャリア形成をあきらめることのない組織の実現、といったことを推進することで、人材獲得競争に劣後しない組織を目指していきたいと考えています。

次に（４）人事評価制度の導入についてでございます。先ほども触れました昇給制度の問題や職員のやる気・モチベーションの関係などがございます。この課題を解消すべく、令和５年度に目標管理制度を導入、これを経て令和６年度に人事評価制度を導入し、昇格・昇給・勤勉手当に反映させていきたいと考えています。また導入にあたっては、職員との丁寧な合意形成に努めること、公平性・客観性を確保するとともに、人材育成の観点から評価者による丁寧な面談を実施すること、評価内容は本人が求めれば開示して、透明性を確保すること、これらのことに留意し、取り組んでいきたいと考えています。

次に(5) 人材育成についてでございます。先ほど触れました人事異動システム、外部組織への派遣、研修制度に関する課題を記載してございます。こういった課題があることで、前例踏襲型の業務処理の常態化、同じ部署に長期滞留する職員の存在、成長志向・学習意欲の低下といった問題があるということでございます。このため対策として、人事異動において3から4年程度でのジョブローテーションを実施します。特に若手の職員は、中堅になるまでに、すべての部署を経験させることを目指します。また、自治体への研修派遣も行っていきたいと考えています。これによって、視野が広く、改革することに積極的な職員の育成とチャレンジする風土の醸成を実現させていきたいと考えています。

次に(6) 職場環境とDXについてでございます。先ほど触れました職員へのメールアドレスの付与、ペーパーレス化、執務スペースに関する課題を記載してございます。この課題に対する対策として、全職員にメールアドレスを付与し、外部とのやりとりもメール中心に切り替えることにより、記録を残すとともに、関係職員で情報共有を行います。また、必要性の低いロッカーはできるだけ無くすとともに、ペーパーレス化を進め、スペースを有効活用します。さらにこのことで、フリーアドレス化の導入も検討してまいります。また、確保したスペースはミーティングスペース等に活用し、可能であれば賃貸等も検討できればと考えています。

次に2. 新たな収益事業の獲得でございます。

(1) 自治体からの社会保障関係業務の受託拡大ですが、今後手数料が減少しはじめる中、新たな事業の受注が不可欠となります。受注にあたっては、現在の業務と類似性が高く、連合会の中立的な立場を有効に活用できる「社会保障関係業務」にターゲットを絞ることを考えています。具体的には、後期高齢者医療広域連合には保険者業務の実施、県に対してはヘルスアップ等保健事業の企画、市町村には介護や障害者総合支援の認定等への支援等を考えており、これら新分野への進出を可能とするための資格取得等も併せて検討することとしています。

次に(2) 保健事業の強化についてでございます。保健師の拡充やデータ分析等に長けた職員の育成・配置を行いまして、保険者支援体制を構築するとともに、在宅保健師の会の基盤強化を図ります。そして記載の事業について受託拡大を図り、本会の業務範囲の拡大と被保険者の健康寿命の延伸につなげていきたいと考えています。

次に3. 事業の多角化についてでございます。

(1) データ取扱機関として培ったノウハウを活かした保険者支援ですが、保険者ではKDBシステムを十分に活用できておらず、効果的な保健事業の実施に至っていないことがあります。それを補うためにも、国保連合会では国保中央会や県と連携し、保険者に対して健康・医療等のデータ分析を行い、その分析結果に基づく保健事業の企画・実施を包括的に支援するコーディネーター役となることが必要と

考えており、それを目指した取り組みを推進してまいります。

次に（２）医療費等適正化事業の推進についてでございます。市町村等保険者の財政状況が今後さらに厳しくなる中、保険者レセプト点検の効率化と点検強化、第三者行為求償事務の取組強化、柔整・あはき療養費審査の抜本的見直し、介護給付適正化に係る受託業務の拡大の４つの事業を重点事業に位置付け、給付の適正化を進めてまいります。

次に（３）医療・保健・介護・福祉業務等の総合的支援についてでございます。医療DXにより、これまでバラバラだった情報が一元的に管理され、そのデータの活用により、効率的・効果的な施策の実施が可能となってきます。このことから、国保連合会では特に市町村に対し、医療・保健・介護・福祉の総合専門機関としての幅広い受託拡大を目指してまいります。現在想定される業務を３点ほど挙げていますが、医療DX実現の一翼を担う団体として、国保中央会とも連携を図りながら、積極的に取り組んでまいります。

基本方針の最後、４．徹底した経費削減についてでございます。

まず（１）外部委託の再精査及びペーパーレス化の推進については、これまで外部委託が高コストにつながっていたことから、内製化とコストの比較を十分行った上で、外部委託が有利と判断された場合に発注することといたします。そしてその際、原則としては競争入札を行ってまいります。価格だけでなく品質も重要なことから総合評価等も採用することといたします。併せて委託期間や入札・委託内容に関しては、定期的に検証することといたします。

次に（２）競争入札への移行についてでございます。本会ではこれまで、電算処理業務やシステム運用保守等において、特定業者との随意契約で発注してきましたが、このことが割高の契約につながったことから、契約は競争入札によることを原則といたします。契約の取扱いについては、価格競争に適さない場合は随意契約も可能といたします。次の郵便見積りについては、見積先が固定化しないように、インターネットで価格比較が可能なものについては、これを基に購入決定すること、これらについても取り入れていくことといたします。

最後に（３）手数料の見直しについてでございます。審査支払件数の減少による手数料収入の減少、物価の上昇による経費の増加、給与水準の向上による人件費の増加など、収入の減少と支出の増加がある中で、通常であれば審査支払手数料の値上げや各種積立金の取り崩しが必要となります。しかし、本会ではこの中期経営計画を着実に実施し、事業効果を高めるとともに、審査支払手数料以外に収入を確保することにより、大きな経済的環境の変化がない限り、手数料の引き上げは行わないこととしたいと書かせていただいております。なお、この手数料の部分については、最終的には先ほどの収支予測と収支分析が固まり次第、方針を決定したいと考えており、結果の方は２月２９日の総会でご報告させていただきたいと思っております。

中期経営計画の説明は、以上でございます。

続きまして、中期経営計画の中の具体的取組については現在作成中ですが、主なものについて、資料No.2の令和6年度具体的取組により説明いたします。

まず、目次になりますが、1から4は中期経営計画の基本方針の中の項目になっており、それぞれ記載の事業については令和6年度の重点事業に位置付けていますが、計画のところで触れさせていただいた事業についての説明は、割愛させていただきます。

次に組織の再編については、先ほどの説明のとおりでございます。保健事業課と審査課を設置することに伴い係の統廃合等も行いますので、結果、現行の5課12係から係がひとつ減り、5課11係となります。

次の人事評価制度の導入についても、先ほどのとおりでございます。

次に保健事業の強化でございます。こちら先ほど説明いたしましたが、令和5年度の重複・多剤事業のノウハウを活かし、6年度から後期高齢者にも事業を拡げ、さらに令和6年度では「特定健診実施率向上対策事業」を新たに開始するなど、保健事業の拡充を段階的に図ってまいります。予算額は、1,600万円余りを見込んでいます。

次に自治体からの社会保障制度業務の受託拡大でございます。こちらについては、現在、後期高齢者医療広域連合に業務委託契約に基づき、本会から職員1名を派遣していますが、令和6年度から契約形態を業務委託から任期付職員に変更し、さらに派遣人数を1名から3名に増員することを予定しています。

次に柔整・あはき療養費適正化業務の開始についてでございます。柔整・あはき療養費について、療養費支給基準の大原則である保険者での支給・不支給等の決定や患者調査を支援することで審査の充実を図るものでございますが、こちらについては、先日来、理事の皆様のところにお邪魔し、ご説明させていただき、進めることをご了解をいただいたところでございます。現在、事業開始に向けての準備を行っているところでございます。予算額は、5,400万円余りとなります。

次に第三者行為による事故情報等の提供を受けるための体制構築についてでございます。第三者行為求償における求償もれを失くすためには、消防本部からの事故情報が重要となることから、令和6年1月から和歌山県、管轄の市町村、国保連合会で消防本部を訪問し、記載しておりますフローのような連携体制を構築いただけるよう協力を求めることとしています。消防本部から了承をいただいた後は、県内の消防本部、30市町村、広域連合、国保連合会で協定書を締結する予定としています。このように県内すべての救急搬送情報を集約する取り組みは、実現しますとおそらく全国的にも初めてではないかと考えているところでございます。

次に国保総合システム運用保守業者の入札結果についてでございます。事業の概要ですが、国保総合システムの令和6年2月の機器更改については、クラウド化後

のシステム運用保守業者を、随意契約ではなく指名競争入札により選定いたしました。入札の結果、現行業者が総額1億5,048万円で落札いたしました。令和5年度実績と比べ、年間約3,004万円の費用削減となっております。もともとの金額も他の同規模連合会より低い水準ではありましたが、今回入札でさらに引き下げを行うことができました。今後、予定しています令和7年度の介護・障害システム、それから令和8年度の後期高齢者請求支払システム及び特定健診等データ管理システムにおきましても、競争入札を実施することで経費削減を図ってまいりたいと考えております。

最後に、これまでの中期経営計画については、限られた情報の中で他の連合会を参考に作成してきたこともあり、どうしても内容が限定的で抽象的な表現にとどまってしまうがちでしたが、今回、横山常務から自治体等の取り組みもご教示いただきながら作成をいたしましたので、これまで気づかなかったり、踏み込めなかったことも記載できたのではないかと考えてございます。そのため、課題や基本方針は取り組みが難しい内容もございますが、内部でよく検討して、保険者の皆様にもご相談させていただきながら、計画に沿って取り組んでいきたいと考えてございますので、今後ともご理解・ご協力をお願い申し上げます。

私の方からは、以上でございます。

司 会

ただ今、第5次中期経営計画について説明いたしました。何かご質問等ございませんか。

理 事 長

これだけの内容を短期間で実現できるのか。問題として挙げていることは、各自自治体でも問題となっていることばかりであるが。

常務理事

今回、現状と課題をまず洗い出そうということで、今の状況について洗い出し作業を行い、基本方針としてさまざまな施策を打ち出しておりますが、確かに実現が難しいものもあるのが事実だと思います。しかし、まったく実現できない内容ではないと思います。1年でこれをすべて取り組むというのは無理があるかと思いますが、中期経営計画の期間である5年間をかけて取り組んでいきたいと思っております。

また、進捗状況について、市町村さんに説明させていただいたり、あるいは理事会・総会で報告し、毎年毎年チェックをしながら、取り組みが遅れているものについては、みんなで議論しながら進めていきたいと考えております。

これまで60年間、昭和・平成と手数料収入が増え続けており、令和になってほぼ横ばいになっています。しかし後、2・3年すると、手数料収入が加速度的に、坂道を転げ落ちるように減り始めるということになります。この状態で何もしなければ、組織を見直さなければ、手数料単価を上げざるを得なくなりますが、市町村の財政状況を考えると、それは無理だろうと思います。

やはりさまざまな取り組みで、できる限り手数料単価は引き上げずにいきたいと考えております。

理事長

国保連合会ならではの取り組みで差別化を図る必要がある。

常務理事

手数料の引き上げを行わない代わりに、これまで市町村さんが自分のところで行っていた業務を国保連合会に委託していただき、お仕事を増やすことで人員削減であったり、人員整理をしなくても済むようにしていきたい。今まで以上に組織の力を上げていく必要があると考えています。

司会

ありがとうございます。他に質問等ございませんでしょうか。

一同

質問等なし。

司会

ないようですので、それでは、議事に移らせていただきます。

はじめに、理事会の議長でございますが、本会規約によりまして、中芝理事長にお願いいたします。

議長

規約の定めによりまして、議長を務めさせていただきます。

議事進行に、ご協力をお願いいたします。

議事に入ります前に、本日の議事録署名人ですが、岸本理事さんと、平野理事さんのお二人をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

報告事項 報告第1号「理事長専決処分について」事務局から説明いたします。

事務局

報告第1号 理事長専決処分について

それでは、報告第1号 理事長専決処分の資料をお願いいたします。まずは、こちらの概要についてですが、急を要しましたので、国民健康保険法第86条において準用する同法第25条第2項の規定により下記のとおり専決処分いたしました。

まず、表のNo.1は債務負担行為の設定になります。内容ですが、先ほど中期経営計画の中でも説明いたしました「国保総合システム等に係る運用業務」に係る入札の関係で、令和6年度から令和10年度までの期間に、3億6,117万7千円を限度額として設定いたしました。

次にNo.2も債務負担行為の設定になります。内容ですが、今年度にシステム更改しました「レセプト点検支援システム利用料」につきまして、令和6年度の期間に、924万円を限度額として設定いたしました。

次にNo.3・4は職員退職金の関係でして、まず、No.3で職員1名の退職に伴い、引当資産53万6千円を処分し、No.4で一般会計の退職手当53万6千円を計上いたしました。

次にNo.5・6は補正予算になります。診療報酬審査支払特別会計と後期高齢者医療事業関係業務特別会計の業務勘定におきまして、今年度機器更改をしましたレセプト点検システムですが、当初オンプレミス、サーバー設置型での更改を予定していたものが、クラウド環境での導入が可能となりましたので、サーバー等の機器購入の不用額を減額補正いたしました。

また、療養費業務にて保険者支給決定機能を実装したシステムを導入するために増額補正いたしました。レセプト点検システムの減額の方が多く、トータルで診療報酬特別会計にて314万1千円、後期高齢者特別会計で399万7千円の減額補正となっております。

最後、No.7は債務負担行為の設定でして、令和6年度の医療費通知書等作成等業務、印刷・発送業務につきまして、令和5年度から令和6年度までの期間に、1,874万2千円を限度額として設定いたしました。

報告事項については以上となります。

議長

ただ今、報告第1号について説明をいたしました。何かご質問等ございませんか。

一 同

質問等なし。

議 長

ないようでございますので、次に議決事項に入ります。

議案第1号から第13号は、規程の一部改正等でございますので、一括議題とすることにご異議ございませんか。

一 同

異議なし。

議 長

それでは、一括議題とし、事務局から説明いたします。

事 務 局

- | | |
|--------|---------------------------------------|
| 議案第1号 | 職員服務規程の一部を改正する規程について |
| 議案第2号 | 事務局規程の一部を改正する規程について |
| 議案第3号 | 処務規程の一部を改正する規程について |
| 議案第4号 | 負担金及び手数料規程の一部を改正する規程について |
| 議案第5号 | はり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧療養費審査委員会規程の制定について |
| 議案第6号 | 診療報酬審査支払業務規程の一部を改正する規程について |
| 議案第7号 | 後期高齢者医療審査支払業務規程の一部を改正する規程について |
| 議案第8号 | 柔道整復療養費審査支払規程の制定について |
| 議案第9号 | はり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧療養費審査支払規程の制定について |
| 議案第10号 | 療養費審査規程の制定について |
| 議案第11号 | 老人福祉医療費審査支払規程の一部を改正する規程について |
| 議案第12号 | 介護給付費審査支払規程の一部を改正する規程について |
| 議案第13号 | 保険者事務共同処理業務規程の一部を改正する規程について |

規程の改正についてですが、議案第1から13号 規程改正資料をお願いいたします。

概要といたしまして、冒頭に説明いたしました「柔道整復療養費」、「はり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧療養費」、「療養費」の審査支払業務の見直しに伴います関連規程の制定・一部改正を行います。また、各種運用変更に伴う規程の一部改正を行います。

No.1からNo.4は、「はり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧療養費審査委員会規程」、「柔道整復療養費審査支払規程」、「はり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧療養費審査支払規程」、「療養費審査規程」を制定するもので、内容としましては、

令和6年度から「はり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧療養費」の審査の質を高めるために審査委員会を設置するためのものと、療養費業務の見直し、柔整・あはき療養費の適正化業務開始に伴うものになります。

次にNo.5とNo.6は、診療報酬審査支払業務規程と後期高齢者医療審査支払規程の一部改正になりまして、内容としましては、従来、柔整、あはきの審査支払業務については、この2つの規程により定めていましたが、柔整・あはき適正化業務の開始により、柔整・あはき療養費業務は診療報酬業務とは別に規程を制定することにしましたので、その字句の訂正等を行う一部改正を行います。

次にNo.7とNo.8ですが、令和6年4月から組織再編を行いますので、再編に伴います課名や業務内容等の改正を行うとともに、昨年度から随時実施しています様式関係を削除し、別途内規に定める一部改正を行います。

次にNo.9ですが、処務規程の一部改正になります。文書の保存年限については、「永年」「10年」「3年」「1年」の4種別で運用していましたが、業務プロセスの最適化を図るため、種別を細分化し、新たに「5年」を追加します。「5年」として定める文書ですが、決算報告の終わった収入、支出の証憑書類、具体的には支出負担行為書などの書類を「10年」から「5年」に変更することを予定しております。

次にNo.10ですが、負担金及び手数料規程の一部改正になります。こちらは、本会から国保中央会へ支払う保健事業等保険者支援負担金（KDB分）を会員負担金から切り離して、新しい負担金として別途請求することとする改正を行うものであります。単価につきましては、後ほど別資料にて説明させていただきます。

次にNo.11ですが、老人福祉医療費審査支払規程の一部改正になります。この規程は老人福祉医療費の審査支払業務を定めたものになります。この規程の中に資金運用を目的とした概算交付金を定めていまして、こちらは、附則で平成18年度から当分の間、適用しないこととしておりましたが、今後も適用予定がないため運用廃止とします。また、支払資金の不足に備えた支払資金の貸付についても定めていますが、近年実績がないため運用廃止とするとともに、規程から各種様式を削除する改正になります。

次にNo.12ですが、介護給付費審査支払規程の一部改正になります。こちらは先ほどの老人福祉医療費審査支払規程の改正と同様に支払資金の貸付の運用廃止と規程から各種様式を削除する改正となります。

最後にNo.13ですが、保険者事務共同処理業務規程の一部改正になります。こちらの規程には、国保情報集約システムで行う情報の収集又は整理に関する業務を定めていますが、業務の実施にあたっては、特定個人情報の取り扱いを含め、別途、市町村と契約を締結していることから、この規程に定める必要はないとし、関連項目を削除するとともに、規程から各種様式を削除いたします。

規程改正については以上となります。

議 長

議案第1号から第13号について説明いたしましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

一 同

質問等なし。

議 長

ないようでございますので、議案第1号から第13号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

一 同

異議なし。

議 長

異議なしとのことでございますので、議案第1号から第13号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第14号「令和6年第1回通常総会の招集について」を議題とし、事務局から説明いたします。

事務局

議案第14号 令和6年第1回通常総会の招集について

議案第14号 令和6年第1回通常総会の招集の資料をお願いいたします。

こちらは、通常総会までのスケジュールになります。

2月7日、理事保険者課長会議を開催いたしまして、本日、皆様にご説明いたします内容を協議いただきました。そして、本日の会議、理事会を経て、2月29日（木）午後1時30分から、日赤会館3階会議室にて令和6年第1回通常総会を開催させていただくこととなります。

令和6年第1回通常総会の招集については以上となります。

議 長

議案第14号について、ご異議ございませんか。

一 同

異議なし。

議 長

異議なしとのことですので、令和6年第1回通常総会については、原案のとおり招集いたします。

次に、議案第15号「令和6年第1回通常総会に附議する議案について」事務局から説明いたします。

事 務 局

議案第15号 令和6年第1回通常総会に附議する議案について

- 1 令和5年度一般会計補正予算について
- 2 令和5年度診療報酬審査支払特別会計補正予算について
- 3 令和5年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計補正予算について
- 4 令和5年度障害者総合支援法関係業務等特別会計補正予算について

議案第15号の1から4 令和5年度補正予算の資料をお願いいたします。

まず、No.1の一般会計ですが、令和5年度に予定していた会計システム、人事・給与システムの導入を仕様変更に伴い、令和6年度に延期としたことによるもので、2,159万5千円を減額補正いたします。また、柔整・あはき療養費適正化業務の開始及び組織再編にて執務室スペースの確保が必要となることから、現在、執務室に設置しています可動式整理戸棚を撤去しOAフロアを敷設する作業132万9千円を増額補正いたします。合計としては、減額の方が多いため、2,026万6千円の減額補正となります。

次に、No.2の診療報酬審査支払特別会計ですが、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、PCR検査や宿泊自宅療養が公費対象外となり、現在、予算額を大きく下回っていますので、4億5千万円を減額補正します。また、市町村の乳幼児医療の対象年齢拡大に伴い、予算額を大きく上回ることが想定されますので、6,500万円を増額補正します。合計としては、減額の方が多いため、3億8,500万円の減額補正となります。

次に、No.3の後期高齢者医療事業関係業務特別会計ですが、No.2の診療報酬特別会計と同様に、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、予算額を大きく下回っていますので、1億8千万円を減額補正します。

次に、No.4の障害者総合支援法関係業務等特別会計ですが、障害福祉サービスについて、請求件数の伸びにより、予算額を大きく上回ることが想定されますので、障害介護給付費6億6,800万円、障害児給付費5億3,400万円をそれぞれ増額補正します。

補正予算については、以上となります。

5 令和6年度事業計画について

議案第15号の5 事業計画の資料をお願いいたします。

こちらの事業計画ですが、先に説明いたしました中期経営計画の令和6年度具体的取組と重複する事業がありますので、ここでは重複していない事業のみ説明させていただきます。

まず、下表のNo.1の保険者の保健事業への支援、事業名「医療費等データ分析事業への取組」ですが、KDBシステム等を活用して、保険者ニーズに沿った医療・健診データの分析資料の作成に取り組みるとともに、保険者協議会等を通じて被用者保険のデータと比較・分析するなど、地域の健康課題や国保の特性に応じた医療費適正化を一層支援します。具体的には、現在作成しています「和歌山県の国保の状況」という冊子がありますが、この冊子に国保だけではなく、後期高齢者医療や協会けんぽ等、他の制度の情報を取り入れ、和歌山県全体の課題を「見える化」することで、保険者における保健事業の推進にご活用いただける冊子にしたいと考えています。

併せまして、連合会、県、その他大学等と連携し、市町村における保健事業に活用いただけるような分析事業を実施します。現在、和歌山県立医科大学と連携し、特定健診の結果から循環器疾患危険因子の有病率を分析していますが、加えて、慢性腎臓病（CKD）重症化予防に必要なデータ分析の実施も検討しているところです。

次にNo.2 国保診療報酬等に関する事業の事業名「診療報酬改定への対応」ですが、令和6年度診療報酬改定においては、例年4月より2カ月の後ろ倒しの6月に施行されることとなりますが、国保中央会・医療機関等の各関係機関との連携を図りながら、適正に対応いたします。

同じく、国保診療報酬等に関する事業の事業名「保険者事務共同処理の実施」ですが、共同処理の中の、保険者レセプト点検業務については、今年度、他府県でも実績のあるレセプト点検システムを導入し、令和6年度から稼働しますので、他府県連合会との点検項目の共有化や高度化したシステムの点検機能を最大限に活用することで、効率的かつ効果的なレセプト点検を実施します。今回導入したシステムは、現行システムよりも費用は高くなりますが、業務効率化により人件費が抑制できると考えております。

次に、国保診療報酬等に関する事業の事業名「はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費審査委員会の設置」ですが、こちらは規程改正でも触れさせていただきましたとおり、厚生労働省通知「はり師、きゅう師あん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」の審査委員会設置基準に基づきまして、令和6年4月から同委員会を設置し、適正かつ効率的な審査を行いたいと考えています。

次にNo.3 第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業の事業名「第三者求償の取組

強化」ですが、今年度から実施しています加害者直接請求事務において保険者が法的手続きを講ずると判断した場合、支払督促や民事訴訟等の申立書類の作成を支援させていただきます。

さらに、令和5年度に保険者へ個別訪問させていただいた中で把握した課題や本会への要望を踏まえまして、第三者求償の取組強化や保険者負担の軽減に繋がる支援の拡充に向けて検討します。具体的には、現在、保険者にて実施しています被保険者への負傷原因照会書の送付や問い合わせ対応が負担になっていると伺っていますので、それらの業務を軽減できないか、本会にて検討させていただきたいと考えています。

最後にNo.4 介護保険事業と障害者総合支援事業の事業名「介護・障害報酬改定への対応」ですが、令和6年度は、診療報酬・介護報酬・障害福祉のトリプル改定となります。介護・障害分野についても、国保中央会や事業所等の各関係機関との連携を図りながら、適正に対応いたします。

同じく、介護保険事業・障害者総合支援事業の事業名「次期介護保険・障害者総合支援一拠点集約化システムの円滑稼働」ですが、令和7年5月に稼働を予定しています次期介護保険審査支払等システム及び次期障害者総合支援給付審査支払等システムについては、審査支払業務に支障をきたさないよう、令和6年度中に機器更改・データ移行及び運用試験を確実にを行い、令和7年5月の円滑稼働に向けて取り組んでまいります。

事業計画の説明については以上となります。

6 令和6年度負担金及び手数料について

続きまして、議案第15号の6 令和6年度会員負担金及び手数料の資料をお願いいたします。

今回、会員負担金と手数料を変更しております。内容につきましては、国保事務検討委員会の中で協議させていただきました。

まず、会員負担金の見直し概要ですが、来年度から本会が国保中央会へ支払います保健事業等保険者支援負担金（KDB分）の引き上げに伴いまして、各会員へ請求している会員負担金の請求方法を見直します。

具体的には、現在、この保健事業負担金の費用は保険者さんに請求しています会員負担金の中に含めて請求させていただいていましたが、現行の会員負担金では、国保中央会に支払う負担金が増減することで、大きな影響を受けることとなりますので、「保健事業等保険者支援負担金（KDB分）」を、会員負担金から切り離して、別途会員に請求させていただきたいと考えています。

1 保険者均等割負担金については、変更ございません。

次に、2 被保険者割負担金ですが、1号の単価270円から8号の単価260円

までで設定していましたが、今回、保健事業等保険者支援負担金（KDB分）を切り離すことで、1号の単価251円から8号の単価238円までに引き下げを行います。

そして、3 保健事業等保険者支援負担金（KDB分）を新設いたしまして、(1) 保険者均等割負担金として1保険者「39,966円」、被保険者割負担金としまして被保険者1人当たり16円45銭とさせていただきます。

なお、今回、負担金の見直しを行っておりますが、トータルとしては、現在の保険者負担額よりも来年度の方が下がる設定としております。

次に、手数料の見直しになります。まず、概要ですが、令和6年2月の国保総合システムのクラウド化や令和10年度に予定している支払基金との審査システムの共同利用等に係る一時的な経費の増加に備えまして、ICT積立資産を造成する必要があったことから、令和4年度に、審査支払手数料を56.01円から58円に、共同処理基本業務を30.55円から32.60円にそれぞれ約2円の引き上げをお願いいたしました。その結果、目標としていましたICT積立資産の上限額である手数料収入の30%の積立が完了しました。

上記積立完了後の令和6年度手数料を設定するにあたり、改めてすべての業務手数料における人件費や国保総合システム運用費用等の負担割合の見直しを行った結果、以下のとおり手数料を変更させていただきたいと考えております。

まず、No.1の審査支払手数料は61.29円、単価差は3.29円の増、No.2の共同処理基本業務は21.14円、単価差は11.46円の減、No.3のレセプトの画像化及び原本管理は7.47円、単価差は1.36円の増、No.4の保険者レセプト点検業務は7.06円、単価差は1.97円の増としております。

こちらも、トータルとしては、現在の保険者負担額よりも来年度の方が下がる設定としております。

令和6年度 会員負担金及び手数料の説明は以上となります。

- 7 一般会計減価償却引当資産の処分について
- 8 令和6年度一般会計予算について
- 9 診療報酬審査支払特別会計財政調整基金積立資産の処分について
- 10 診療報酬審査支払特別会計ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の処分について
- 11 令和6年度診療報酬審査支払特別会計予算について
- 12 後期高齢者医療事業関係業務特別会計財政調整基金積立資産の処分について
- 13 後期高齢者医療事業関係業務特別会計ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の処分について

- 1 4 令和6年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計予算について
- 1 5 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計財政調整基金積立資産の処分について
- 1 6 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計減価償却引当資産の処分について
- 1 7 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計 I C T等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の処分について
- 1 8 令和6年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計予算について
- 1 9 令和6年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計予算について
- 2 0 介護保険事業関係業務特別会計財政調整基金積立資産の処分について
- 2 1 介護保険事業関係業務特別会計減価償却引当資産の処分について
- 2 2 介護保険事業関係業務特別会計 I C T等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の処分について
- 2 3 令和6年度介護保険事業関係業務特別会計予算について
- 2 4 障害者総合支援法関係業務等特別会計財政調整基金積立資産の処分について
- 2 5 障害者総合支援法関係業務等特別会計減価償却引当資産の処分について
- 2 6 障害者総合支援法関係業務等特別会計 I C T等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の処分について
- 2 7 令和6年度障害者総合支援法関係業務等特別会計予算について

議案第15号の7から27の令和6年度各会計別予算及び一時借入金、債務負担行為の設定及び役員改選についての説明をさせていただきます。

本日は、一般会計と業務勘定のみ説明資料にて説明させていただき、保険者等から資金を受け入れて医療機関等に支払います支払勘定の説明は省略させていただきます。また、主に前年度との比較が大きいもの、新規のものについて説明させていただきます。

それでは、資料「令和6年度 当初予算の概要」をお願いします。

令和5年度の決算見込です。歳入歳出差引額については、積立金に積み立てを行うこととなりますが、会計別積立状況にもありますように、全会計で積立上限額のほぼ満額積み立てられている状況でございますので、全額令和6年度予算の繰越金とさせていただきます。

次に(1)財政調整積立金は、手数料の10%を上限に、(2)ICT積立金については、手数料の30%を上限額として積み立てることができます。本会においても、令和5年度の当初予算に対し、積み立てていますが、令和6年度の各種手数料を見直し、手数料額が減少したことにより、国保・後期・特定健診業務勘定の積立額

が上限額を上回ってしまいますので、決算見込みを基に、それぞれの上限内に積み立てをし直す洗い替えという行為を6年度末に行う際に、積立金額を減額し、積み立てることとします。

次に一般会計ですが、この会計は会員負担金等を財源として、会務運営に係る事務や保健事業などの経費を經理しています。令和6年度の歳入歳出予算の総額は、3億481万2千円としております。歳入ですが、負担金は、7,680万6千円で、会員負担金の見直しにより、291万円余りの減となっております。繰入金は1億5,170万1千円で、前年度と比較して6,506万8千円の増となっております。これは、総務課職員に係る人件費や、パソコンリース料等各会計で共通する経費については、他会計から繰り入れ、一般会計で支出する運用に変更したことによるものです。また、会計システム・人事給与システムの更改が6年度になったことから、再度減価償却引当資産から801万9千円を取崩し、支出に充てることといたしました。繰越金ですが、令和5年度予算から、繰越金については、各会計においてできるだけ精緻な額を出すこととし、予算上の繰越金との差額については、毎年7月の理事会・総会で、補正予算として、きちんと保険者の皆様にお示しすることとしています。ですので、3,300万円は、令和5年度の決算見込額となっております。諸収入は、3,298万6千円で、先ほど中期経営計画でもご説明させていただいたとおり、県や保険者からの重複・多剤や重複・頻回受診者指導支援事業や特定健診未受診者対策等支援事業の委託料の保険者等委託事業受入金2,240万9千円を計上しており、前年度より2,157万2千円の増となっております。

歳出ですが、総務費が1億6,815万6千円で、前年度と比較して5,548万円余りと大きく膨らんでおりますのは、歳入の方でご説明させていただきました、各勘定で行ってございました共通経費の支払を一般会計で行うようになったことによるものと、会計システム及び人事給与システムの更改による導入経費等の支払い、また、総務課職員の業務については、勘定をまたいで多岐に渡ることから、各会計で給与を按分し、同様に一般会計へ繰り出しして一般会計から支払うようにしたことによるものです。事業費は、4,589万3千円で、新規事業獲得、事務の合理化、経費削減等の目的から事業課で事業の棚卸しを行い、保険料(税)収納率向上や特定健診受診率向上に対するテレビ・ラジオのスポット放送、啓発用ティッシュの作成、健康機材の貸出、関係図書等の物資斡旋の事業を廃止いたします。これにより、777万7千円の減となります。また、事業費で再任用の保健師1名の費用を賄うこととしておりますので、588万2千円の増となっております。前年度と比較いたしますと、237万9千円の減となります。諸支出金ですが、2,195万2千円で、国保データベースシステムが今年度末の更改によりクラウド化され、それに伴い国保中央会負担金の見直しが行われ、保健事業等保険者支援負担金が484万7千円の増となっております。

次に国保の業務勘定です。歳入歳出予算の総額を8億5,529万円といたします。歳入の手数料の予算額は、4億9,855万4千円です。審査支払手数料等各種手数料の見直しに伴い、予算の件数ベースで計算しますと、1,977万円余りの減となっています。繰入金ですが、令和5年度は、国保総合システム、国保情報集約システム、保険者レセプト点検システムと3つの機器更改があり、クライアント端末やプリンタ等について減価償却引当資産から取り崩して支払いを行いました。6年度は機器更改を終えましたので、4,764万8千円の減となっています。繰越金は、令和5年度の決算見込額9,400万円で、300万円の増となっております。歳入は以上です。

次に歳出です。総務費は3億3,998万5千円で、前年度と比べて1億1,274万9千円の減となっています。主なものは、国保総合システム、国保情報集約システム、保険者レセプト点検システムの更改が終了したことにより、5,285万6千円の減となっています。また、業務量調査を行い、どの業務にどれだけの人件費がかかっているのか見直しを行った結果、国保に係る人件費を22人から16人に変更したことに伴い、2,065万5千円の減となっています。加えて、国保総合システム、国保情報集約システムが更改のタイミングでクラウド化されたことから、ハード・ソフト保守料が2,649万5千円の減となっています。また、専決処分の方でもご説明させていただきましたように、今年度末に医療費通知の業者を指名競争入札することから、はがきの圧着機の保守料についても、計上しないこととしております。国保中央会システム負担金ですが、令和5年度の国保総合システム・情報集約システムのクラウド化による初期構築や開発に伴う負担金の7,800万円余りが不要となりましたが、令和6年度はクラウド化により、国保総合システム・情報集約システムの運用に係る負担金を国保中央会に支払う必要がありますので、合わせて8,867万円余りの増となっています。積立金ですが、先ほどご説明させていただきましたように手数料額が減少したことにより、積立ての金額を財政調整積立資産は、5,000万円から4,800万円へ、ICT積立資産は、1億6,000万円から1億4,400万円へそれぞれ積み直しをいたします。また、中期経営計画でもご説明させていただきました国保総合システムの運用業者については、入札結果がまだ予算の委託料等に反映されていない状態ですので、7月に減額補正を予定しておりますことを申し添えます。国保業務勘定については以上です。

次に後期高齢者業務勘定です。歳入歳出の総額を8億9,207万円としております。歳入の手数料ですが、5億5,191万8千円で、国保と同様に、審査支払手数料等各種手数料の見直しを行い、予算の件数ベースで計算しますと、8,490万7千円の減となっています。繰入金ですが、2億4,500万2千円で、令和6年度から稼働予定の国保総合システム更改に係る経費の減価償却引当資産からの繰り

入れを計上しておりましたが、令和6年度は更改を終えておりますので1億5,861万5千円の減となっています。繰越金は、7千万円で令和5年度決算見込額となっています。諸収入は、2,361万4千円で、中期経営計画でもご説明させていただきましたが、広域連合へ職員を派遣することによる受入金2,200万円余りが増となっています。

歳出ですが、総務費は、3億7,375万4千円で、国保業務勘定と同様に、国保総合システム、保険者レセプト点検システムの更改が終了したことによる減と、人件費の見直しによる減、システムのクラウド化によるハード・ソフト保守料の減となっています。国保中央会システム負担金ですが、8,005万6千円で、国保総合システムの開発が終了したことによる負担金の減、令和8年4月稼働を予定しております、後期高齢者医療請求支払システムの更改に係る開発負担金等の支払いにより、5,350万円余りの減となっています。積立金ですが、2億4,709万1千円で、2,426万円の減となっています。各種手数料を見直し、手数料額が減少したことにより、洗い替えの際、財政調整積立資産を、6,000万円から5,400万円へ、ICT積立資産は、1億8,500万円から1億6,200万円へそれぞれ積み直しをいたします。諸支出金は、6,594万7千円で、共通経費を一般会計へ繰り出したいたします。また、国保業務勘定と同様に、国保総合システムの運用業者についての委託料等は7月に減額補正を予定しております。後期業務勘定については以上です。

次に、特定健康診査等業務勘定です。歳入歳出の総額を6,509万9千円としております。歳入ですが、繰入金2,171万円で、前年度と比べて970万8千円の増となっています。特定健診データ管理システムの更改が令和8年4月に予定されており、それに伴う国保中央会への開発負担金の支払のため、1,113万1千円を減価償却引当資産から取り崩し、繰り入れいたします。繰越金ですが、1,700万円で、前年度と比較して、100万円の減となっており、令和5年度の決算見込額となっています。

歳出ですが、積立金は1,301万6千円で、手数料額が減少したことにより、洗い替えで、財政調整積立資産は、264万4千円から250万円へ、ICT積立資産は、793万4千円から750万円へ積み直しをいたします。負担金ですが、1,560万円で、歳入で説明いたしましたシステム更改のための開発負担金の支払1,113万1千円を計上しております。諸支出金は、299万1千円で、他会計と同様に共通経費を一般会計に繰出すこととしたため、前年度と比較して179万9千円の増となっています。特定健診業務勘定の説明は以上となります。

次に第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計です。損害賠償金の受け払いを除いて、歳入歳出予算の総額を、3,943万7千円としております。歳入ですが、手数料が2,429万9千円で、損害賠償金の収入減により761万9千円の

減となっています。繰越金は、882万6千円で、令和5年度決算見込額です。

歳出の総務費は、2,809万1千円で、求償専門員3名、職員2名に係る人件費の外、求償事務に係る経費を經理しています。令和6年度は、求償のシステム機器更改を予定しておりまして、更改費用として286万7千円を計上しています。第三者行為求償事務特別会計については以上です。

次に介護保険業務勘定については、介護サービス事業所から徴収し、国保中央会へ支払う電子証明書発行手数料等トンネル部分を除き、歳入歳出の総額を2億4,843万4千円としています。歳入ですが、手数料は、1億2,941万8千円で、前年度と比べて79万6千円の増となっています。介護保険サービスについては、件数は伸びておりますが、介護給付費通知については、費用対効果が見込めないことから適正化の主要5事業から外れ、委託保険者さんに調査を行った結果、次年度から委託をしないとのことでありましたので、208万3千円の減となります。繰入金ですが、8,802万円となっており、3,472万1千円の増となっております。令和7年5月稼働を予定している介護保険審査支払等システム機器更改に係るサーバー購入費用等支出のため、減価償却引当資産から3,801万9千円を繰り入れいたします。繰越金は、1,400万円で、令和5年度決算見込額となっています。

次に、歳出です。総務費ですが、1億1,024万5千円で、前年度と比較して2,476万9千円の増となっています。総務費では、嘱託職員1.3名、職員3.3名の人件費の外、介護保険システムの運用管理委託料等が主なものとなりますが、歳入でご説明させていただいた、介護保険審査支払等システム機器更改に係る費用3,908万7千円を計上しています。積立金は、5,381万9千円で、財政調整積立資産1,200万円、ICT積立資産3,800万円を洗い替えし、積立いたします。諸支出金は、1,068万4千円で、531万5千円の増となっております。共通する経費について、一般会計へ繰り出す分を計上しております。予備費ですが、3,384万7千円としており、1,024万7千円の増となっていますが、令和7年5月の介護の機器更改時に独自システムの更改も併せていたしますので、そちらに充てる予定としております。

次に障害者総合支援業務勘定の歳入歳出予算の総額は、介護保険業務勘定と同様に電子証明書発行手数料を除き9,324万1千円としております。手数料は、5,758万4千円となっており、件数の伸びにより、前年度と比較して427万円の増を見込んでいます。繰入金ですが、2,407万1千円で、406万円9千円の増となっています。これは、介護と同様に、令和7年5月稼働を予定している障害システムの機器更改に係るシステム切替等導入費用について、407万円を減価償却引当資産から繰り入れを行い、支出いたします。繰越金、1,100万円は、令和5年度の決算見込額です。

次に、歳出です。総務費ですが、2,655万5千円と、184万8千円の増となっています。嘱託職員1名、職員1名の人件費や、システムの運用管理委託料の外に、障害のシステム機器更改に係る費用、システム切替等委託料407万円を計上しております。積立金ですが、2,117万6千円で、財政調整積立資産で500万円、ICT積立資産で1,500万円を洗い替えし、積み立ていたします。諸支出金ですが、554万9千円で、一般会計に繰り出しします。予備費ですが、2,470万1千円で、前年度と比較して1,300万円余りの増となっていますが、介護と同様に、障害システムの機器更改時に独自システムの更改も併せていたしますので、そちらに充てる予定としております。

28 令和6年度一般会計及び特別会計一時借入金について

次からは附議事項の方で説明させていただきます。

一般会計及び特別会計一時借入金についてです。総額を41億8,800万円とし、借入方法等についても変更ないことで、借入先である指定金融機関の紀陽銀行と調整済みとなっています。

29 債務負担行為の設定について

債務負担行為の設定についてですが、調書に記載しておりますとおり、令和6年度から会計事務に係る支援業務、公用車再リース、複合機再々リースの3つの事項について、債務負担行為を設定させていただいております。

また、変更として、公用車2台のうち、1台については、昨年債務負担行為時は、期間を1年で設定しておりましたが、再リースの期間が2年のため、債務負担行為の変更をさせていただきます。

さらに、継続分として、現在、設定させていただいております8つの事項について、支出状況報告をさせていただきます。

30 役員改選について

役員改選については、現役員の任期が令和6年2月29日をもって満了いたしますので、29日の総会で選任していただくこととなります。

その前段階として、内規に基づき県・市長会・町村会・国保組合から役員候補者の推薦をいただいております。それらをまとめたものを、役員候補者名簿としてお手元にお配りしております。右側が現役員さんで、左側が、新役員さんの候補者となっております。

私からの説明は以上です。よろしくお願いたします。

議 長

ただ今、議案第15号を説明いたしましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

一 同

質問等なし。

議 長

ないようでございますので、議案第15号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

一 同

異議なし。

議 長

異議なしとのことでございますので、議案第15号については、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第16号「理事会推薦の役員候補者について」事務局から説明いたします。

事務局

議案第16号 理事会推薦の役員候補者について

(議案第16号 理事会推薦の役員候補者について説明)

議 長

以上をもちまして、予定されております議案審議は、すべて終了いたしました。他に何かございませんか。

一 同

特になし。

議 長

特にならぬようございますので、本日の理事会は、以上をもって終わらせていただきます。議事進行にご協力をいただきありがとうございました。

(時：午後2時57分)

以上理事会の議事録は事実と相違ないことを証明いたします。

議事録署名人

理 事 紀の川市長 印

理 事 高野町長 印